

一 生徒出缺ニ關スル調査及報告ヲナスコト

一 生徒學業成績ノ調査ヲナスコト

一 教室内ノ標本器具及消耗品ノ保管ニ關スルコト

一 教室内ノ衛生ニ關スルコト

第六條 各學科教官ハ教室擔任ニ準シテ其職務ヲ行フモノトス

第七條 理事ハ其科教室ノ狀況ニ應ジ主任及關係教官ト合議シ各

級生徒中ヨリ便宜一人乃至三人ヲ撰ビテ級長副級長ヲ置キ左ノ

事項ヲ擔當セシムルコトヲ得

一 本校及當該教官ノ命令傳達ニ關スルコト

一 其學級ノ風紀秩序ニ注意スルコト

一 其學級ノ衛生ニ注意スルコト

一 其學級ノ教室ニ於ケル標本器具ノ整理ニ注意スルコト

第八條 級長副級長ノ任期ハ一學年トス

旧規程(山頁)では各科に主任と教室担任が置かれ、教務を分担することにしていたが、今回、両者の間に新たに理事という役職が置かれた。また、「職員ノ取締」や「職員ノ勤務上ニ関スルコト」などの新しいとり決めがなされたことや生徒の風紀取締り強化のニユアンスが色濃くなつたことなど注目すべき点がある。これらの改革は一部の反感を招き、後述する東京美術学校改革運動の一つの端緒となつた。

次に新しい事務分掌規程の要点を記せば次のとおりである。

東京美術学校事務分掌規程(大正五年一月改正)

第一條 本校事務ヲ處理スルタメ幹事及各掛ニ主任ヲ置ク

掛ヲ分チテ庶務、教務、文庫、會計トス

第二條 幹事ハ校長ヲ輔佐シ事務ヲ管理ス

第三條 主任ハ其掛ニ於ケル事務ヲ掌理ス

第四條 掛員ハ其掛ニ於ケル事務ニ従事ス

〔以下各掛担当事項省略〕

従来の規程では本校の事務部は四つの掛に分かれ、それぞれの職務を分担することになっていたが、今回幹事と主任の役職を設け、業務の円滑化を図つた。幹事の職はかつて本校創立当時に置かれ、浜尾新校長事務取扱のもとでは岡倉寛三が、岡倉寛三校長のもとでは久保田鼎が任命され、明治二十四年の官制改正により廃止。以後同三十一年の美術学校騒動の際一時復活して久保田鼎がこれに任命され、騒動の收拾に努めたことを除いては、本校には置かれていなかった。本規則制定と同時に大村西崖が幹事に任命され、生徒監(前年十二月二十七日任命)を兼任することとなった。

② 芸位制定案

東京美術学校が作成した「従大正元年意見書類(庶務係)」に「芸位制定に付建議」と題する文書が収録されている。東京美術学校用箋に毛筆で認められており、その冒頭には書記中沢治之助の

正木校長殿

本紙ハ先年澤柳次官ニ差出シタルモノニテ當時ノ情況ト今日ト

ハ多少異ナル所アルベケレトモ今之ヲ改造スル余猶無之先日
御来示ニ應シテ其儘写シテ進呈仕候

という朱書の記入と「(大正五年六月)」という鉛筆の記入がある。したがって、本文書は沢柳政太郎の文部次官在任中、つまり明治三十九年七月から同四十一年七月の間にいったん提出したものの写しであることがわかる。当時は美術家の称号としては帝室技芸員あるのみであったが、この文書にはそれとは別に文教政策の一環として音楽、美術の分野に対し新たに称号授与の制度を実施すべきであると主張が見られる。正木直彦がこの文書を再び必要としたのは美術行政改革、つまり具体的に言えば帝国美術院設立(大正八年九月)へ向けての準備のためであったと考えられる。正木ないしは美術学校当局の考えを窺うに足る資料であるため、全文を掲載する。

藝位制定ニ付建議

今ヤ我國ハ學業ヲ修メタルモノニ對シテハ學位令ノ制定アリ又學士得業士ノ稱號ヲ許セリ スカレハ是等ノ稱號ヲ得タルモノハ自カラ世ノ待遇モ異ルト共ニ其人モ亦名譽ノ重キヲ悟リテ小成ニ安ンスルコトナケレハ學業駸々トシテ日ニ進歩セリ 是レ制度ノ然ラシムル所ト云フヘシ 翻テ我カ藝術界ヲ見ルニ維新以來其廢レタルコト久シク社会ハ一時之ヲ蔑視シテ只玩弄ノ用ニ供スルニ至レリ 此ニ於テ藝術家モ亦自己ノ職業ノ貴キヲ忘レ其ノ制裁ニ甘ンシテ人ノ下風ニ立チ卑屈自カラ居リ品格ヲ下スモ意ニ介セス素行ノ修マラサルモ怪シマサルモノ少カラス 是レ豈忍フヘカラサ

ランヤ 之カ救済ノ道ヲ講スルハ一ニシテ足ラストスルモ新ニ藝位ノ制ヲ設ケテ以テ藝術家ノ資格ヲ重ンシ由テ以テ藝術ノ進歩ヲ促スハ恰カモ學業者ニ學位令ヲ設ケテ之ヲ待ツト同シク其ノ進路ヲ開發スルニ於テ大効ナカラランヤ 此ニ現今藝術家ノ如何ナル不幸ニ陥レルカヲ詳述シテ以テ藝位制ノ速カニ実施アランコトヲ希望ス

一、作品ヲ批判スルニ一定ノ方針ナキコト

美術及工藝家ノ自作品ヲ以テ其ノ藝術ヲ世ニ表彰スル機會ハ博覽會展覽會ノ設ケアリテ陽ニ遺憾ナキカ如シト雖陰カニ之カ内容ヲ推究スルニ是等ノ會ハ主トシテ勸業ノ趣旨ニ出テタレハ美術部工藝部ノ設置ナキニハアラサレトモ其ノ作品ノ優劣ヲ批判スルニ當リテハ美術及工藝ノ眞正ナル指針ニ副ハサルモノアリ、又私設展覽會ハ時々盛衰アルヲ以テ正確ナル一定ノ批判ヲ持續スル能ハス却ツテ往々情弊ノ纏綿スルモノアリテ優劣ノ評決ニ失當ノ憾アリ 此ノ如キハ實ニ美術家工藝家ノ製作經營ニ惑ヒヲ生セシムルコト少ナカラスト云フヘシ 加之近來一種ノ鑑賞家ナルモノアリ博覽會展覽會等ニ出品スル作品ノ批判ニ參與シテ自家ノ臆說ヲ弄シ以テ世ノ知識少ナキ藝術家ヲ籠絡シ時々或ハ翻弄シテ進取ニ熱中セル藝術家ヲシテ業作ノ方針ヲ誤マラシムルモノサヘアリ 是等ハ世ノ藝術家ヲ誘導シテ進歩ノ正道ヲ得セシムルノ障害トナルモノニシテ要スルニ正確ナル批判ノ持續ヲ欠クノ結果タリ 是等ノ弊ヲ革メンニハ藝位ヲ授クルノ方法ヲ措テ他ニ何ヲカ俟タン

一、藝術ノ名譽ヲ輕ンスルコト

近來ノ藝術家中ニハ私利是レ事トシテ忠実ニ其ノ藝業ヲ修メサル

モノ多シ 是等ノ徒ハ一時ノ流行ニ投シテ濫作ヲ行ヒ或ハ博覽會
展覽會等ニ徒ラニ大作ヲ企テ或ハ不當ナル價格ヲ附シテ世人ヲ瞞
著シ虚偽ノ名聲ヲ博センコトヲ試ムル者ニシテ人格ヲ乱スコト甚
タシキモノナリ 然レトモ傍ヨリ之ヲ禁制スルコト能ハサル行為
タレハ青年輩ノ傾向シ易キハ如何トモスルコト能ハス 素ヨリ藝
術ヲ以テ營利上唯一ノ目的トスルモノニハ敢テ名譽ノ欲望ヲ屬セ
サレトモ勢ヒ此ノ如キニ至リテハ青年有為ノ士ヲ邪道ニ墜落セシ
ムルコトナシト云フヘカラス 之カ防禦ノ策ヲ講センニハ彼ノ藝
位ノ制ヲ設ケテ世ノ龜鑑ヲ示スヲ以テ策ノ得タルモノトスヘシ

一、製作ノ不備ナルコト

世ノ藝術家ハ自家ノ藝能ヲ顧ミテ其及フヘキ所ヲ守リ慎重以テ製
作ニ從事スレハ不備ノ譏ハ免カルヘシト雖多クハ之ヲ悟ラスシテ
徒ラニ大作ヲ企テ藝術ノ設計ニ適セサルモ更ニ顧ミサルハ近来ノ
通弊ナリ 蓋シ藝術家トシテハ技藝ノ根底ニ基キテ素養ヲ修メ正
確ナル練習ヲ積ミテ以テ作品ノ妙味ヲ顯出スヘキモノナルニ之ニ
反シテ我カ業ノ程度ヲモ鑑ミス擅ニ製作ヲ企ツルカ故ニ不備トシ
テ失敗ニ終ルハ當然ノ結果ナリ 是等ノ弊源ハ藝術ノ階梯ニ於テ
其ノ標準タルヘキモノナキニ由ルナリ 之ヲ匡正センニハ宜シク
藝位ヲ授ケテ正確ナル標準ヲ定ムルニアルヘシ
以上縷述セシ所ハ現今藝術家ノ弊習ニシテ青年ノ士モ亦往々是ニ
習ヒテ生涯ヲ誤マラントスル傾向アリ 實ニ憂フヘキナリ 蓋シ
斯ル弊習ノ生スル所以ノモノハ方今ノ藝術家ハ重ニ職工トシテ成
熟セルモノニシテ品格ニ乏シク又學識ヲ有セス多クハ其ノ祖業ヲ
繼承シタルニ過キサレハ藝術ノ名譽ト言フコトヲ解セサルモ偶然

ニアラサルナリ 此ノ如ク藝術家ハ一般ニ學識ニ乏シク其ノ老成
者ハ殊ニ著シキカ如シ 然レハ少壯者ハ如何ト云フニ比較上多少
ノ智識アルヲ以テ理論ニ於テハ老功者ヲ凌クヘシト雖技藝ノ練熟
ニ至ラサルニ先チテ業ニ既ニ慢心シテ其ノ技ニ安ンシ藝術ノ要素
タル研究ヲ怠ルノ弊少ナカラス 勢ヒ既ニ斯ノ如キ時ハ世ノ有為
ナル藝術家ヲシテ益々其道ニ進マシメンニハ藝位ノ制ヲ設ケテ常
ニ小成ヲ防禦スルヲ以テ最モ得策トス

右陳述スル所ヲ以テセハ今日藝位制ノ必要ナルコトハ判然タルヘ
シ 閣下幸ニ小官等ノ微意ヲ容レ國家ノ為メニ藝術擁護ノ目的ヲ
以テ速カニ藝位ノ制定ヲ上奏アランコトヲ希フ 玆ニ謹テ案ヲ付
シ之ヲ議ス

頓首再拜

藝位令案

第一條 藝位ハ成巧、達能、練妙ノ三階位トス

第二條 藝位ハ藝位審査會ノ議ヲ經テ文部大臣之ヲ左ニ掲グルモ

ノニ授ク

- 一 一種若クハ二種以上ノ藝術ニ巧ミナル者ニハ成巧
- 一 成巧ノ位ニアルモノニシテ其藝能ニ達シタル者ニハ達能
- 一 達能ノ位ニアルモノニシテ藝道ノ妙奧ニ進ミタル者ニハ練妙

第三條 授藝位者ノ專修スヘキ藝術ハ左ノ十一種トス

- 一 舞樂 一 音樂 一 彫刻 一 繪畫 一 裝飾圖案 一 金屬工術
- 一 木彫工術 一 石土工術 一 漆洩工術 一 染織工術 一 刺繡工

術

第四條 藝位審査會ハ左ノ人員ヲ以テ會員トス

一 練妙

一 達能 若干名

一 美術学校長及其校教授若干名

一 工藝学校長及其校教授若干名

一 帝國大学教授若クハ博士ノ中若干名

第五條 藝位審査會ハ會長一名幹事一名ヲ置キ文部大臣會員中ヨリ之ヲ命ス

一 會長ハ會務ヲ總管シ議事ヲ整理シ其議決ヲ文部大臣ニ具申ス

一 幹事ハ會長ノ指導ヲ受ケ庶務ヲ整理ス

第六條 藝位審査會ハ文部大臣ノ監督ニ屬シ本令ノ規定セル藝位ノ授與褫奪ニ関スル事項ヲ審理ス

一 授與褫奪ニ関スル事項ヲ審理ス

第七條 藝位審査會ハ文部大臣ニ於テ必要アリト認メタルトキ又ハ會長ヨリ具申アリタルトキ文部大臣之ヲ召集ス

一 會長ヨリ具申アリタルトキ文部大臣之ヲ召集ス

藝位審査會ハ會員ノ過半数出席スルニアラサレハ議決スルヲ得ス

第八條 藝位授與ノ議事ハ出席會員三分ノ二以上藝位褫奪ノ議事ハ出席會員四分ノ三以上ノ多数ニ由リ之ヲ決ス

一 出席會員四分ノ三以上ノ多数ニ由リ之ヲ決ス

前項ノ議決ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

第九條 藝位ハ自作ノ樂譜又ハ製品ヲ提出シテ文部大臣に申請スルモノトス

一 藝位審査會ハ世ニ名聲アル藝術家ヲ選擇シテ藝位ノ申請ヲナスコトヲ得

第十條 藝位ヲ有スル者其榮譽ヲ汚辱スルノ行為アルトキハ藝位

ヲ剥奪スルコトヲ得

第十條 藝位ヲ有スル者其榮譽ヲ汚辱スルノ行為アルトキハ藝位

會ノ議ヲ經テ文部大臣其藝位ヲ褫奪ス

第十一條 藝位審査會ノ議事規則ハ其會ニ於テ之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

一 認可ヲ受クヘシ

第十二條 本令ニ関スル細則ハ文部大臣之ヲ定ム

一 藝位令細則案

第一條 藝位ヲ請求スルモノハ自作ノ樂譜又ハ製作品ヲ詳細ナル説明書及本人ノ履歷書ヲ添ヘテ文部大臣へ申請スヘシ

第二條 藝位審査ノ為メ審査會ニ於テ試奏試作ヲ行ハシムルコトアルヘシ

第三條 審査長ハ審査ノ為メ必要ナル調査補助員ヲ雇聘スルコトヲ得

第四條 藝位記ノ様式ノ如シ

一 其

一 其

一 其

一 其

一 其

藝位記	
族籍位勲功爵	氏名
右樂譜ヲ提出シ藝位ヲ請求シ藝位審査會ニ於テ至當ナリト認メタリ 仍テ	
第 號ニ依リ茲ニ	ノ藝位ヲ授ク
年 月 日	
省	
印	
文部大臣位勲功爵氏名印	
割印番號	

藝位記	
族籍位勲功爵	
氏名	
右藝位審査會ニ於テ 工術ニ関スル藝	
位ヲ授クヘキ藝能アリト認メタリ 仍テ	
年勅令第 號ニ依リ茲ニ ノ藝位ヲ授ク	
省	日
年	月
印	
割印番号	
文部大臣位勲功爵氏名印	

③ 東京美術学校改革運動

(一) 改革運動の発端・風紀取締り

大正五年の東京美術学校改革運動については本校年報、『東京美術学校校友会月報』等の公式、準公式記録には一切記載されていないが、当時の諸新聞、諸雑誌が大きくこれを採り上げており、また、卒業生委員対正木直彦校長の質疑応答記録（尾崎尚文氏提供）その他の資料も残っているので、運動の経過を辿れるのみならず、そこには、公式記録の上には現れないような本校の諸問題が浮き彫りにされているように思われる。

生徒の風紀取締りの強化については既にたびたび触れてきたが、大正五年一月八日に至り、講堂で恒例の始業式が行われた際、新任の生徒監兼幹事大村西崖は校長の意を受けて風紀取締りに関する訓

示を行い、次いで禁止項目を記した掲示を出した。これに対して生徒の中には強く反発するものがあり、掲示が引き剥がされるなどのことがあって、不穏な空気が生じた。これについて新聞は次のように報じている。

● 美術学校の断髮令

▽當局と生徒の葛藤

美術學生と云へば誰でもすぐ思浮ぶ圖は、かの房々とした黒髪的美と、大柄な縞物の外套を風に打たせて、寫生箱を無雑作にブラ下たいかにも

△自由な姿とで。寔にこの特異な姿こそ彼等の美に捧げた尊い生活の表徴とも云ふ可きものであつた、ところが本月八日の上野美術學校の始業式に正木校長は生徒監大村西崖氏をして次の如き嚴かなる訓示を爲さしめた

- 一、長髮にて登校するを許さず
 - 二、和服にて登校するを許さず
 - 三、縞物の外套を着て登校するを許さず
- 即ち美術學生はこれまでのすべての風姿を變へて、例えば彼の高師の生徒の如くして登校せねばならぬことゝなつたのである、正木校長並に大村西崖氏而してその背後なる東臺美術會の人々は之を以て官立學校の面目の爲めと辯じてゐるけれども、由來自由を尊重し個性の獨立に敏感なる美術學生はこの個人の趣味まで限定せんとする訓示に

△黙従することが出来ない 加之に平生の正木校長の官僚主義劃一主義に對する不滿もあるので、此度の物々しき断髮令が導火線